

○サービスの宣誓

・概要

- (1) 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級公務員の面前において宣誓し署名押印してからでなければ、その職務を行ってはならない。

・関係法令等

- (1) 地方公務員法 第31条
- (2) 職員のサービスの宣誓に関する条例 第2条第1項
- (3) 市町村学校管理規則

・事務処理

時 期	処 理 内 容
配 付	新規採用職員（期限付きを含む）及び他市町村より転入した職員に宣誓用紙を配付する
宣 誓	職員は校長の面前で宣誓し、署名押印をし提出する

・留意事項

- (1) 新規採用職員（期限付きを含む）及び他市町村より異動した職員（同一市町村の異動は除く）が行う。
- (2) 宣誓のしかたは、市町村学校管理規則による。

以 下 余 白